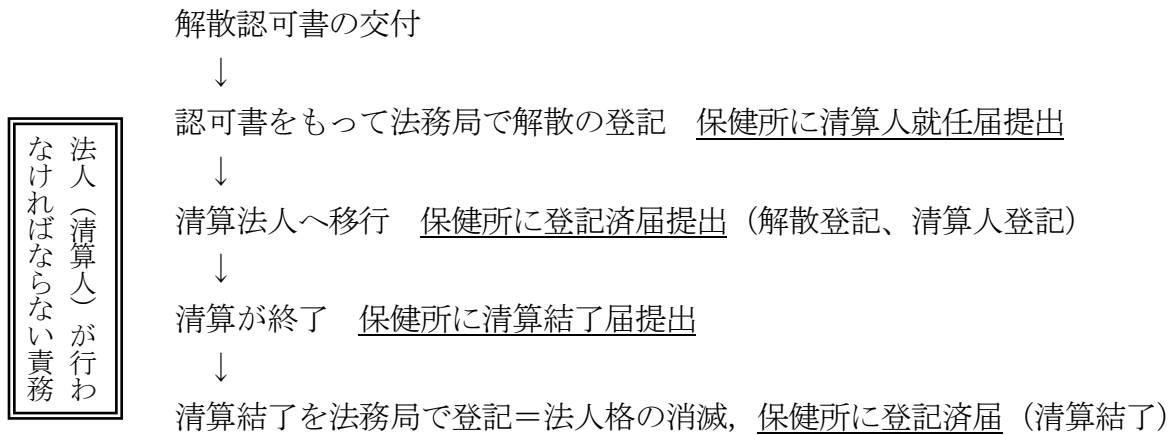


解散認可の後に流れについて

令和6年1月改正

解散認可の後は、下記のとおり法務局への登記が必要になります。登記後には保健所へ登記済届を提出して下さい。

解散手続きの流れ



○登記済届（提出部数1部）

- ・医療法人登記済届（様式第44号（第2条関係））
- ・登記事項全部証明書（原本）

○清算人就任届（提出部数1部）

- ・医療法人清算人就任届（様式第39号の2（第2条関係））

○清算終了届（提出部数1部）

- ・医療法人清算終了届（様式第39号の3（第2条関係））

様式は、静岡市ホームページ⇒申請書ダウンロード から入手できます。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp>

静岡市保健所生活衛生課

〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号

電 話 054-249-3159 F A X 054-209-0540